

# 横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正について

## 1 趣旨

横浜市では、床面積の合計が 2,000 m<sup>2</sup>以上の建築物を建築しようとする建築主に対し、建築計画時に再生可能エネルギーの導入を検討し、その結果を施行規則第 90 条の 2 第 3 項で定める期日までに横浜市に報告することを義務付けています。

この度、建築基準法の一部改正され、報告期日に係る条文（第 18 条の第 4 項）が追加されますので、施行規則においても第 18 条の第 4 項の記述を追加する改正を行います。

## 2 改正内容

別紙 新旧対照表のとおり

## 3 施行予定日

公布日